

同封の受診券を用いて、特定健康診査を近隣クリニック等で無料で受けられます！

健診受診可能期間 2023年1月31日まで



受診券を紛失された場合、再発行のため、OTG健康保険組合 ☎06(6345)2856 へお電話下さい。

ステップ①

同封の受診券と健康保険証カードを手元に準備して頂き、インターネットで「特定健診等実施機関検索システム」へアクセス！
<http://hoken.kenporen.or.jp/Kensin>



ステップ②

パスワード入力画面にて健康保険組合名「OTG」健康保健組合
保険者番号「06272827」をご入力下さい。



ステップ③

希望条件にて絞り込み検索し、受診したい健診機関へ電話で予約して下さい。
契約タイプは「Aタイプ/Bタイプ」、実施項目は「特定健康診査」です。



ステップ④

受診券と健康保険証カードを必ず持参してご受診下さい。
自己負担額はありません。



「受診券見本」

特定健康診査受診券	注意事項
受診券管理番号 受診者の氏名 性別 生年月日 有効期限 健診内容 特定健康診査	1. この券の交付を受けたときは、下記の住所等にこの券の住所を記載してご送付ください。 (特定健康診査実施市街等への送付に際しては、)。 2. 特定健康診査を受診するときは、この券と健康保険証を窓口提示してください。どちらか一方だけでは受診できません。 3. 特定健康診査は「の券」に記載してある有効期限内に受診してください。 4. 特定健康診査受診料は、各診察主に申し渡してください。保険費において保険料の算入に際し、検定料等が追加しますので、ご了承の上、受診願います。 5. 健診結果のデータファイルは、検定料を納付された後、国への業務結果報告として提出され、適時的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。 6. 検診料の滞りが発生したときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。 7. 本券にこの券を使用した者は、罰則に処罰され、懲罰の処分を受けることがあります。 8. この券の転借・譲渡に要する場合は、事前に保険者に申し出て訂正を受けてください。
返しの自己負担 特定健康診査(基本型) 無料 特定健康診査(特定型) 実費負担 100%	住所 〒
保険者所在地 〒539-0031 大阪府北區南船場1丁目5番5号	
保険者電話番号 06-6345-2856	
保険者番号(名称) 06272827 OTG健康保険組合	
契約とりよせ機関名 健康保険組合AD 主幹CD	
支払代行機関番号 94899010 支払代行機関名 社会保険労務士事務所	

健診項目は
P2 をご確認ください

